

2014 年 3 月 18 日

食産業学研究科 論文審査基準

【博士前期課程論文審査基準】

学位論文審査委員会は、食産業学研究科博士前期課程（修士課程）に在籍中の研究成果等に基づき、食産業学の分野における学術的な研究テーマおよび研究手法によって作成された論文を、修士論文として適格であると認める。

修士論文の審査にあたっては、以下の項目について評価する。

- (1) (テーマの適切性) 当該専門領域における研究の到達点や食産業の動向を踏まえ、適切な研究テーマが設定されていること。
- (2) (研究方法の適切性) 研究テーマに即して適切な仮説設定、データ収集、研究・分析手法、考察等がなされていること。
- (3) (既存研究との関連の適切性) 当該専門領域における既存研究のレビューを踏まえた研究内容であること。
- (4) (新規性・有効性等) 当該専門領域において、学術的な新規性や実践への有効性が認められること。
- (5) (形式の妥当性) 学会誌の投稿要領等に従った学術論文の形式を踏襲していること。
- (6) (規程等の遵守) 宮城大学研究倫理規程等、学内の規程に即していること。

【博士前期課程「プロジェクト研究」報告書の審査基準】

学位論文審査委員会は、食産業学研究科博士前期課程（修士課程）の「プロジェクト研究」の履修において、食産業における実践的な課題について学術的な研究手法によって研究した内容に基づく報告書を、修士論文に準ずるもの（特定の課題についての研究の成果）として適格であると認める。

「プロジェクト研究」報告書の審査にあたっては、以下の項目について評価する。

- (1) (テーマの適切性) 食産業の動向を踏まえ、適切な研究テーマが設定されていること。
- (2) (研究方法の適切性) 研究テーマに即して適切な研究手法がとられていること。
- (3) (既存研究との関連の適切性) 当該専門領域における既存研究のレビューを踏まえた研究内容であること。
- (4) (有効性等) 当該専門領域において、実践への有効性が認められること。
- (5) (形式の妥当性) 報告書として適切な形式であること。
- (6) (規程等の遵守) 宮城大学研究倫理規程等、学内の規程に即していること。

【博士後期課程論文審査基準】

学位論文審査委員会は、食産業学研究科博士後期課程に在籍中の研究成果等に基づき、食産業学の分野において新たな知見を得るなど学術的な意義が認められる原著論文を博士論文として適格であると認める。

博士論文の審査にあたっては、以下の項目について評価する。

- (1) (テーマの適切性) 当該専門領域における研究の到達点や食産業の動向を踏まえ、適切な研究テーマが設定されていること。
- (2) (研究方法の適切性) 研究テーマに即して、学術団体において適切と認められている研究方法により、適切な仮説設定、データ収集、研究・分析手法、考察等がなされていること。
- (3) (既存研究との関連の適切性) 当該専門領域における既存研究のレビューを踏まえた研究内容であること。
- (4) (新規性・有効性等) 当該専門領域において、新たな知見を加える内容、または食産業における有効性が認められる内容であること。
- (5) (学会誌等での公表) 審査を受ける論文の主要な部分が既に査読付きの学会誌ないしはそれに準ずる査読付きの刊行物において1報以上の日本語または英語で書かれた論文として刊行されていること。但し、この論文は在学期間中に投稿され、かつ筆頭著者であることを要す。なお、刊行が決定している場合は既に刊行された物と同等に扱う。
- (6) (規程等の遵守) 宮城大学研究倫理規程等、学内の規程に即しており、特許等の知財に関する社会的な規程にも即していること。